

# 市民参加実施予定シート

担当課：指導課、文化芸術・生涯学習課

予定  
令和6年4月1日時点

## (1) 市民参加の手續の実施予定について

事業 タイトル	教育振興基本計画の策定	市が考える 市民等への影響	メリット ・流山市の教育や生涯学習について、中期的な考え方や施策を知り、家庭・学校・地域・行政の連携強化につなげる。 ・子育て世代の流入が増加傾向にあり、市の教育に関心が高まっており、流山市の教育について広く周知することができる。 デメリット ・特に無し	
正式名称	第3期流山市教育振興基本計画の策定			
概要	<p>・流山市教育振興基本計画は、教育基本法第17条第2項に基づき、国及び県の教育振興基本計画を参酌し、流山市総合計画と整合性を図り流山市の教育振興に関する基本的な計画として策定するものである。</p> <p>・流山市の学校教育・生涯学習について、現状や課題を踏まえ、中期的な目標や施策について方向性を示すにあたり、基本的な考え方を市民の方々の意見を取り入れながら策定するものである。</p> <p>・期間 令和7年度から令和11年度までの5か年計画である。</p> <p>・対象 「基本計画」の対象範囲を教育委員会が実施する教育・育成に関する施策及び生涯学習全般における学びの推進に関する施策としている。</p> <p>・基本的な考え方</p> <p>(1) 流山市総合計画との整合性を図り、流山市の現状と課題を踏まえ計画づくりを進める。</p> <p>(2) 「基本計画」の構成については、基本計画の策定の考え方と基本理念、学校教育の推進及び生涯学習の推進を中心に構成する。</p> <p>(3) 激しく変化する社会状況の中で、教育における今日的な課題も変化し、多様化することが予想される。「基本計画」を実施していく期間中においてもPDCAサイクルを確立し、常に変化に対応できるよう見直しを図る。また、必要に応じて修正や新たな取り組みができるよう柔軟に対応していく。</p>		上位計画の有無	有(国)

## (2) 市民参加の対象事項について 該当する項目を黒塗り( )

市民参加の対象事項に該当するもの (条例第5条第1項及び第4項)	市民参加の手續を実施しないもの (第5条第2項の規定)
(1) 基本構想、基本計画その他基本的な事項を定める計画の策定又は変更	(1) 軽易なもの
(2) 行政の運営に関する基本方針を定める条例又は市民に義務を課し、若しくは市民の権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃	(2) 緊急に行わなければならないもの
(3) 公共施設の設置に係る計画の策定又は変更	(3) 法令の規定により実施の基準が定められており、その基準により行うもの
(4) 市民生活に大きな影響を及ぼす制度の導入又は改廃	実施しない詳しい理由
(5) 条例以外で定める市民が納付すべき金銭のうち、規則で定めるものの額の設定又は改定に係る基本方針の策定又は変更	
第5条第4項の規定により、対象事項ではないが、市民参加を行う場合	

## (3) 市民参加の方法について

市民参加の方法 (条例第6条第1項)						
実施方法	実施予定時期	参加が期待される市民等	関連するHPの広報ID	その他特記事項	左記の市民参加の方法を選択した理由・実施時期(流れ)を選択した理由	
複数実施	審議会等	R6/2月~R6/10月中で4回程度	公募の委員を含む審議会委員	1027954	生涯学習審議会	・生涯学習の推進について、諮問・答申により意見を伺うため。
	パブリックコメント手続	R6/9/1~R6/9/30	市民等	1009893	特になし	・素案を広く周知するとともに、素案に対する具体的な意見を聴取できると考えたため。
	意見交換会	R6.7.4	保護者(PTA本部役員)	1009893	PTA連絡協議会	・児童・生徒の保護者代表であるPTA本部役員からPTA連絡協議会にて意見交換会を行い、教育に身近な方から意見を聴取できると考えたため。

## (4) 市民参加のスケジュール(予定)

令和5年度		令和6年度											令和 年度		
4~9月	10月~3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4~9月	10月~3月
					7/4 意見交換会		←→ パブリックコメント								
		← 審議会(諮問・答申など) →													

## (5) 当初予定からの変更履歴 変更があった場合のみ記入

変更項目	変更日	変更内容・理由	変更項目	変更日	変更内容・理由
審議会等	令和6年4月1日	開催日が確定したため。			